

## 平成30年第1回本部町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成30年3月9日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 議	平成30年3月16日	午前10時00分
	閉 会	平成30年3月16日	午後2時41分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 14 名                      欠 席 0 名                      欠 員 0 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	真 部 卓 也	出	9	具志堅 勉	出
2	崎 浜 秀 昭	〃	10	座間味 栄 純	〃
3	比 嘉 由 具	〃	11	松 川 秀 清	〃
5	小橋川 健	〃	12	喜 納 政 樹	〃
6	伊良波 勤	〃	13	宮 城 達 彦	〃
7	具志堅 正 英	〃	14	崎 浜 秀 進	〃
8	仲宗根 須磨子	〃	15	石 川 博 己	〃

※ 会議録署名議員

1 番	真 部 卓 也	2 番	崎 浜 秀 昭
-----	---------	-----	---------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	高 良 文 雄	副 町 長	平 良 武 康
教 育 長	仲宗根 清 二	会計管理者兼会計課長	上 間 辰 巳
総 務 課 長	仲宗根 章	企 画 政 策 課 長	安 里 孝 夫
住 民 課 長	平安山 良 信	町 税 対 策 課 長	仲 榮 眞 修
福 祉 課 長	松 本 一 也	保 険 予 防 課 長	崎 原 誠
建 設 課 長	屋富祖 良 美	産 業 振 興 課 長	伊野波 盛 二
公 営 企 業 課 長	宮 城 忠	教育委員会事務局長	上 原 正 史
商 工 観 光 課 長	新 里 一 成		

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	宮 城 健	主 事	仲宗根 農
---------	-------	-----	-------

## 議 事 日 程

3月16日（金）5日目

日程番号	議案番号	件 名
1		一 般 質 問  1. 11番 松 川 秀 清 議員  2. 10番 座間味 栄 純 議員  3. 5番 小橋川 健 議員  4. 14番 崎 浜 秀 進 議員

## 追 加 日 程 第 1 号

3月16日（金）5日目

日程番号	議案番号	件 名
1	議案第4号	本部町母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明・審議・採決)
2	議案第5号	本部町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明・審議・採決)
3	議案第6号	本部町製氷荷捌き施設の設置及び管理に関する条例の制定について (議案説明・審議・採決)
4	議案第7号	本部町製氷荷捌き施設の指定管理者の指定について (議案審議・採決)
5	議案第8号	本部町製氷荷捌き施設維持管理基金条例の制定について (議案説明・審議・採決)
6	議案第9号	本部町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について (議案説明・審議・採決)
7	報告第1号	予算審査特別委員会委員長報告 (報 告)

日程番号	議案番号	件名	
8	議案第10号	平成30年度本部町一般会計予算について	(採決)
9	議案第11号	平成30年度本部町国民健康保険特別会計予算について	(採決)
10	議案第12号	平成30年度本部町後期高齢者医療特別会計予算について	(採決)
11	議案第13号	平成30年度本部町公共下水道特別会計予算について	(採決)
12	議案第14号	平成30年度本部町水道事業会計予算について	(採決)
13	議案第15号	固定資産評価審査委員の選任同意について	(議案審議・採決)
14	議案第16号	固定資産評価審査委員の選任同意について	(議案審議・採決)
15	議案第17号	固定資産評価審査委員の選任同意について	(議案審議・採決)
16	報告第2号	総務文教常任委員会調査中間報告	(報告)
17	報告第3号	産業建設常任委員会調査中間報告	(報告)
18	陳情第1号	高速船就航における本部町の寄港地について	(採決)
19	意見書第1号	北朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決を求める意見書 (議案説明・審議・採決)	
20	決議第1号	本部町花いっぱい運動に関する宣言決議 (議案説明・審議・採決)	

○ 議長 石川博己 本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許します。11番 松川秀清議員の発言を許可します。11番 松川秀清議員。

○ 11番 松川秀清

1．八重岳を花の里に

2．住民の生命を守る防災をどう考えるか

おはようございます。議長の許可が出ましたので、一般質問をさせていただきます。

八重岳を花の里に。八重岳に自生する多年草の草花や花木を中心に、年間を通して花見ができる里を目指してはどうか。

住民の生命を守る防災をどう考えるか。渡久地保育所と本部中学校に対する津波を想定した避難路の確保と避難訓練についてお伺いします。

本町では、桜まつり、山ゆり祭り、あじさい祭り、ペゴニア祭り、リュウキュウベンケイソウ祭り、洋蘭博、伊豆味クメノサクラ祭りと花に癒やされる、穏やかで優しいまちであると思います。このまちで心の優しい思いやりのある素直な子供たちを育てていきたいものと思います。ところがこの穏やかなまちであればだめ、これはだめと穏やかでない行動で地域住民や児童生徒に不安な思いをさせる行為があり、余り好ましくないと思います。

さて、花見ですが、一番大きな花見祭りは八重岳の桜花見まつりです。八重岳には桜のほかにツワブキやヤマユリ、ノボタンなど、かつてはケラマツツジも多く自生していました。この自生した草花をふやして、年間を通して花見のできる里にしてはどうでしょうか。花に誘われて山頂まで観光客で賑わうと新たな産業が生まれるかもしれません。町長の考えをお伺いします。

次に避難路について。平成26年3月議会でも質問しましたが、今回の予算書で防災設備機能強化整備の名目で渡久地地内の避難路の計画が提案されています。喜ばしいことです。そこで渡久地保育所と本部中学校に対する津波を想定した避難路を和仁川から野原へ向かう道を整備して避難路として、また野原、屋比久の子供たちの通学路として活用してはどうでしょうか。そして避難訓練を繰り返すことで安全を確保し、安心して通園、通学が楽しめることと思いますけれども、考えをお聞かせ願います。よろしく願います。

○ 議長 石川博己 町長の答弁を求めます。町長。

○ 町長 高良文雄 おはようございます。松川秀清議員のご質問にお答えいたします。

1点目の八重岳を花の里にというご質問でございますが、皆さんご承知のとおり、八重岳は本町にとって本当にシンボリックな地域でございます。私はご質問の趣旨に賛同をいたしております。八重岳にはテッポウユリ等の草花やカンヒザクラ、イジュ等の花木等が多種多様に自生をしております。また、八重岳の山頂付近は県の自然保護区に指定され、琉球列島の固有種のオキナワスズムシソウ等の植物があり、それを食草とする天然記念物でありますコノハチョウ等の貴重な動植物が生息しております。八重岳の貴重な動植物の生態系を崩すことがないように、今後と

も保全に努める一方、桜まつりを主体とした年間を通して花見ができるような八重岳地域をつくり上げるため、施設点検や除草作業を中心として、現在4名の作業職員を配置し、管理を行っているところであります。

次に住民の生命を守る防災をどう考えるかというご質問でございますが、渡久地保育所及び本部中学校の津波を想定した避難路の確保と避難訓練についてでございますが、現在、津波に対する避難路は、各施設の前方向通っている町道本部中学校線から東側へ向かい、そこから県道115号線を山里方面に避難する経路を設定しております。沖縄本島北西沖地震による津波が発生したと想定した場合、同地域に津波の第一波が到達するのが30分後と見込まれており、それに対し、各施設の避難所要時間は、渡久地保育所が約20分程度、本部中学校が約5分程度と津波の到達前には安全な場所へ避難することが可能と考えております。そのほかにも本部中学校テニスコート北側の里道も避難路として活用できますが、急勾配で幅員が狭いため、避難者が集中した場合に混雑や転倒事故などの危険性が高いことから、現在設定している避難路で安全確実に避難ができるよう対応してまいりたいと考えております。しかし、そのためには平素からの備えが肝要であり、渡久地保育所と本部中学校においては、それぞれ年1回の津波避難訓練を実施しており、避難路の確認や速やかな避難ができるよう取り組んでおり、さらに渡久地保育所では、歩くことができない乳幼児を乗せて、避難するための押し車等を常備するなど、津波に備えた取り組みを行っております。引き続き、保育所や学校、消防など関係機関と連携しながら津波に備えてまいります。また、津波訓練以外の火災や台風、豪雨等を想定した訓練も独自に、各施設で行っていることも確認をしているところであります。以上です。

○ 議長 石川博己 11番 松川秀清議員。

○ 11番 松川秀清 避難訓練についてお伺いします。

今、町長から答弁がありましたように、30分の時間を要すれば大丈夫だということで、実際、渡久地保育所は押し車ですね、リヤカーに子供たちを乗せて、年中、年長者は徒歩でということで、先ほどありました山里線のほうに避難しているということのを所長のほうから聞いております。ただ、今訓練時の状況と実際、災害時とでは状況が違うのかなと。災害時になりますと、東側から車で逃げる方々がおられた場合にスムーズに逃げるができるかどうかというのが心配だということで、所長も申しておりました。そして本部小学校の校長先生もこの場所の上に、今、狭いと言われました場所に逃げたほうが一番やりやすいということをお話しておりましたけれども、この道はもう48年前ぐらいですか、大水害があったときに2,000名ぐらいの生徒がそこから逃げています。実際に2,000名ぐらいの生徒がそこから走って逃げていますので、当時と場所は変わりませんので、狭いと言われましても十分逃げるスペースはあるかなと思います。それで今の訓練方法、年に1回やっているとおっしゃっていましたが、さらにじゃあもう1回、年1回、この道を使う避難訓練のほうも実施してはいかがかと思っておりますけれども、この辺はどのように考えるか、お願いいたします。

○ 議長 石川博己 福祉課長。

○ **福祉課長 松本一也** 11番、松川議員のほうに説明いたします。

渡久地保育所の津波の避難訓練ですけれども、年1回行っております。先ほどご提案がありました本部中学校の裏手のほうの避難所ですけれども、保育所は幼児から、ゼロ歳から4歳までの子供たちが入所しております、中学校裏側の斜面を、今現在の状況では避難が難しいのかと考えているところであります。これまでどおり避難所を設定された場所に避難訓練、ご提案があります年1回ではなくて、年二、三回でも訓練できればと考えております。

○ **議長 石川博己** 教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 上原正史** 11番 松川秀清議員に説明いたします。

先ほどの回数に関しては、教育課程におかれて年間1回ということで、防災、火災、不審者等をあわせて実施されておりますので、今後、学校側と検討してその回数をふやすような方向で進めていけたらと思います。そして避難経路ですけれども、40年前の洪水ですか、私も経験したんですけれども、あのころ確かに和仁川にのぼってきました。現在、我々が検証した結果、今はちょっと幅が狭くなって、2名程度が安全に上れるようなことがあって、検討して、それよりは多くの生徒が向こうに集中するとかえって危険性が伴うということで、学校側と教育委員会が検討して、それよりは安心して、安全な経路ということで山里の県道を上っていくような計画となっております。

○ **議長 石川博己** 11番 松川秀清議員。

○ **11番 松川秀清** しっかり検証した結果がこれであるということでもありますので、そこはそれでいいかなと思います。ただ、訓練はしてみる必要があるかと思っておりますので、部活の子供たちを使って、ちょっと逃げたりしてみようかと思っておりますけれども、この避難訓練ですね、1週間ぐらい前のテレビで四国の避難訓練の様をやっていましたけれども、サイレンが鳴って避難訓練ですという合図があったときに、道から歩いている子供が鞆を頭にやって、サイレンが鳴り終わると同時に山のほうに向かっていくという訓練を年間何回でしたか、相当の数の訓練をしているということで、備えあれば憂いなしということで、こういう訓練をしているということがありましたので、その辺も検討していただきまして、今やっている訓練を見ますと、絶対起きないだろうという中で訓練をしているような感じがしますので、起きることを想定したような訓練、町でやっている11月の避難訓練に対してももうちょっと緊張感を持った訓練の方法をとってもらえればと思います。

続きまして、桜の件ですけれども、先ほどは自生している草花があるということで、その辺をふやしてはどうかということでお伺いしましたけれども、八重岳の桜並木を利用した方法として、本部町の町花でありますランの花を桜に着生させて、ランを見せるというような形で、それも1つの方法かと思っております。それからすぐ裏手に咲いていますけれども、鮮やかな黄色い色のイペーですね、ブラジル産の花でありますけれども、そのイペー、あちこちの写真などに1個の花を取り上げて美しいというのでやっていますけれども、群生したようなものがまだどこにもないかと思っておりますので、八重岳のある場所を決めて200本とか300本とか群生をさせて、鮮やかな黄色で人

目を引くと、そうすると青空に映えた色が非常にすばらしいんじゃないかなというふうに思っておりますが、その辺について植物に詳しい副町長のほうにお伺いします。

○ 議長 石川博己 副町長。

○ 副町長 平良武康 11番、松川議員のほうに説明いたします。

今、具体的な提案がありました。ランですとか、それからイペー、そういった新しい植物体をどの程度まで自然公園の中に持ち込めるのか、県から指定されておりますので、そういった調整なども必要になろうかと思っております。ただ、新しい植物を入れるまでもなく、今現在ある植物体、いわゆる草刈り作業の中でもとても今は気をつけて、草刈り作業もさせている現状にあります。ヤマユリについては気をつけて、刈り取らないような形、それからツブキについても刈り取らないような形で対応させている現状にあります。あと、議員からもありましたシーズンになるとノボタンのほうもとってもきれいです。ですので、こういったことで花を中心として、観光拠点をつくり上げていくということはとても重要なことですので、どの花を次に祭りとして位置づけていくのかといったようなことを早速内部でも議論し、そして観光協会や商工会のほうとも議論をしながら、また議員の皆さんとも相談しながら、次の花祭りをどうするのかといったようなことについて、具体的な検討に着手していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○ 議長 石川博己 11番 松川秀清議員。

○ 11番 松川秀清 今言われました外来種ですね、これはブラジル産ですけれども、私も非常に気になってはいます。それをふやして自然形態を崩しても困るなという思いもありますので、その辺はどの花を活用するかというのはまた皆さんのほうでしっかりと検討していただきまして、ぜひ八重岳を、年間通して花見ができて、上までしっかりと誘客できるような仕組みをとっていただければと思います。そのために今、4名の作業員で作業されていますけれども、この方々が作業してから、非常に八重岳に行きやすくなったというのか、行って非常に気持ちよく、すがすがしく通れるという形になっていますけれども、4名で大丈夫なのか、どうでしょうか、疲れていませんかと思うぐらいきれいにされていますので、その辺のこともまたしっかりと検討していただきまして、予算があれば、あと1人、2人ふやすようなことも考えていただければと思います。これをもちまして、一般質問を終わらせていただきます。

○ 議長 石川博己 これで11番 松川秀清議員の一般質問を終わります。

次に10番 座間味栄純議員の発言を許可します。10番 座間味栄純議員。

○ 10番 座間味栄純

#### 1. 観光客から見た沿道の景観について

皆さんおはようございます。一般質問に入る前に、去る11日の伊豆味クメノサクラ祭りに対し、オープニングの日には町長を初め、たくさんの参加、そして激励をいただきました。この場所をかりて御礼申し上げます。今後もこのクメノサクラ、本部町の新たな観光資源として、地域一体となって取り組んでいきたいと思っております。ご協力ありがとうございました。それでは、10

番 座間味栄純、一般質問に入らせていただきます。

質問事項1、観光客から見た沿道の景観について質問させていただきます。①植栽ます、プランターや草花の植えつけ等の管理は年間を通してどのようになっているか。②桜のつる刈り作業の実施状況について伺います。③名護本部線、これは主に84号線になりますが、歩道擁壁、その上側の管理はどのようになっているか。④街路樹の剪定等の作業、年間を通してどのように取り組んでいるのか伺います。以上です。

○ 議長 石川博己 町長の答弁を求めます。町長。

○ 町長 高良文雄 座間味栄純議員のご質問に順次お答えします。

観光客から見た沿道の景観について。4点ばかりご質問をいただきました。まず1点目の植栽ます、プランター等の関連でございますが、本町では一括交付金を活用した花いっぱい運動の推進事業と地域振興事業を活用した魅力的な観光地としての景観づくりに努めているところであります。町内の主要な場所に常設プランターを1,191基設置しており、管理等につきましては町内の各種団体や町民ボランティアと連携をして、年3回の植えつけなどの管理を行っているところでございます。また、桜まつりの期間にあわせて、名護本部線沿いにプランター650鉢を設置しており、植栽ますについても同時期に八重岳入り口を中心に花木等の植えつけや除草、剪定を行っているところであります。そのほかにも北部土木事務所や沖縄美ら島財団により、県道や国道などの植栽ますの管理が行われているところでございます。

2点目、桜のつる刈り作業につきましては、毎年11月ごろに桜まつりに向けた美化整備として観光協会会員、建設業者会、伊豆味みかん生産組合、行政区などの協力をいただいて実施をしているところであります。平成29年度は11月24日に実施をし、35団体61名が参加をして、八重岳入り口から伊豆味地区、大嘉陽地区等の桜のつる刈り作業を行っております。

3点目の県道の歩道の擁壁の管理関係でございますが、名護本部線は沖縄県の管理道路で、議員のご質問の歩道擁壁の上部の管理については、民地と県道との用地境界で管理が分かれています。県に確認したところ、歩道や車道に影響が見られる場合については、影響がないように剪定作業の実施に努めていると確認をしております。本町といたしましても、地域住民等からの県道沿いの管理についての要請等があれば、県への対応及び要請を随時行っているところでありますし、そのように対応してまいりたいと考えております。

4点目の街路樹の剪定等についてでございますが、街路樹の剪定等の維持管理の取り組みについては、県に確認したところ、歩行者や車両が安全に通行できるように努めているとのことであります。また、街路樹や道路沿いの危険木等の情報があつた場合は、倒木等を確認し次第、随時撤去を行っている聞いておりますが、ただ私もいつも通るわけでございますが、県のほうはそのような、ちゃんとやっているということではあります。場所によっては、とても大型バスだとか、あるいはトラック等が非常に通行しにくいというようなことも私の耳にたびたび入っておりまして、前も伊良波議員からのご質問でご指摘があつたとおり、随時、県と連絡会みたいなものも開くように調整をして、本部町に限らず、これはほかの自治体も関係あるわけですから、今帰



仁、名護を含めて、そういう形で即対応できるような県道の管理についても今後申し入れを行い、意見交換を行いながら改善できればと思っております。以上です。

○ 議長 石川博己 10番 座間味栄純議員。

○ 10番 座間味栄純 それでは再質問させていただきます。

平成29年度の沖縄県観光客入域者数は939万人を超えて、5年連続過去最高を更新しております。そして世界有数のリゾート地ハワイを1万3,000人上回る数字となっております。ただ、滞在日数や消費額がハワイの約半分程度となっており、今後は観光地としての魅力、質を向上させるにはどのような取り組みが必要か、これは観光立県として、本部町も観光立町として共通の課題だと思っております。そのような観点から沖縄県は車社会でもあります。そして沿道の景観というのもとても重要な課題ではないかと思っております。今回質問させていただいております。①の植栽ます、プランターの管理については、商工会を中心に観光協会、いろいろな方々が頑張っておられるということでもあります。本町は記念公園がありますので、この記念公園に沿った沿道というのは、非常に植栽もされて、きれいな景観が保たれているということでもあります。この記念公園に向けて浜元の中央分離帯、あるいは浦崎交差点あたりの植樹ますの草花が植えられているのは、あれは県の管轄でやっているのか、それとも町主導でやっているんですか、あの場所。その辺はどうですか。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 10番、座間味議員にお答えいたします。

県道、国道沿いについて草花を植えているのは、県のほうでやっている状況です。県に確認したところ大浜、浜元、浦崎区間で草花の植えつけを年1回実施しているということでもあります。管理についても月1回の草刈りやかん水も行っているということを確認しております。

○ 議長 石川博己 10番 座間味栄純議員。

○ 10番 座間味栄純 この沿道、県の管轄ではあるんですが、これは本部町が希望すれば、町としても管理はできるのか、使用もできるのか、その辺はどうですか。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 10番、座間味議員にお答えいたします。

その辺は県と調整すれば、その辺は町でも植えつけしたりできると思います。

○ 議長 石川博己 10番 座間味栄純議員。

○ 10番 座間味栄純 八重岳入り口あたりも常時八重岳の桜とつながっているところは植栽しながら景観を保っているということは非常にいいことでもあります。今後もその辺は力を入れていってほしいと思っております。

続いて、②の桜のつる刈り作業ですね、これは観光協会、商工観光課あたりが中心になって、特に若い職員の皆さん、そして業者、いろんな方々と協力しながらボランティアでやっているということではありますが、人力でできる範囲というのが非常に限られていて、自分たちもボランティアで参加したりしておりますが、人力でできるというのは本当に限られているんです。例え

ば桜の上に乗っかっているつるとか、あるいは雑草類が上に乗っかっているというのは高所作業車スカイマスターあたりの使用もしないとなかなか対応できないという部分もあります。その辺も今後は検討課題なのかと思っております。この県道沿いに関しては、先ほども説明がありましたけれども、県の管轄ということで予算の出る、これも県になってくると思いますので、その辺は本部町も県にどんどん要請するなり、声を上げていくというのも大事なのかと思っております。

続いて、この街路樹の剪定等に関しては、特に桜ですが、84号線あたり、ずっと枯れたままでそのまま立っているという場所もあります。そして枯れた桜がなくなっているところは、支柱だけが残っているとか、ある意味ちょっと見苦しいなというのも多々あります。環境によっては視界を遮る場所等に関しては、そこを舗装してフラットでもいいのかという思いもあります。その辺は場所によって臨機応変に対応していくべきなのかと思っております。今後、観光立県、観光立町として沿道の景観というのは観光客から見たイメージというのは、観光の質を高めていく上ではとても重要な部分だと思っております。そういう観点から町長にも答弁をいただきたいんですが、県道に関しては先ほど説明がありました。予算の出どころということでは本町とはなかなかつながらない部分もあるんですが、例えば今、いろんな意味で観光に関する予算の出どころとか、その辺は観光税を導入するとか、国、県のいろんな話がありますけれども、その辺は長い地域づくりを考えた場合、やはり観光税も1つの方法だと思っております。こういうものを使いながら観光に関するところで予算を上手に使って行って、地域づくり、まちづくり、沖縄県づくりをしていくべきだと考えております。そういうことで町長の答弁を、思いをお聞かせ願います。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 高良文雄 お答えします。

具体的なことについては、なかなか頭の整理ができていませんが、議員の言われる観光税、今、各都道府県でホテル宿泊税とかそういうのがいろいろ情報として聞こえてきているわけですが、これは県のほうも検討しているという情報もあります。ただ、具体的なことに関してはまだ私もよく承知しておりませんが、いずれにいたしましても、私ども町は特に観光を中心としたまちづくり、観光を中心とした農水産業を含めて、商工業を含めて、そういった形のまちづくりをしていくのが将来の本部町にとっての発展というか、そういうまちづくりが必要だろうというような思いは持っております。そのために、また観光の部分は町だけが、単独でやっぱりうまく行くというような産業でもないわけなので、議員承知のように、いろんな民間の団体、あるいはまた近隣の市町村を含めて、広域的にも対応しなければいけない部分もあるし、うまくいかない部分もあります。そういった意味で多機能施設だとか、民泊等も含めて、いろんなそういったハード的な整備、あるいはクルーズ船対応の整備、ソフト部分の受け入れの我々の対応の仕方、それに対応するお互いの組織づくり等を含めて、しっかりとほかの地域におくれをとらないように、観光客が本部に行ってもあれだな、次は…というような、やっぱりリピーターがふえるような形、来てくれるような地域づくりをしないと、1回きりで向こうはいいやというようなことがないよ

うに、しっかりその辺はそういった意味の観光のまちづくりをしないといけないなと思っております。それに対応するような財源の確保も、その辺は一括交付金や、またふるさと納税制度を活用した部分だとかも含めて、今後努力してまいりたいと考えております。

○ 議長 石川博己 10番 座間味栄純議員。

○ 10番 座間味栄純 町長の答弁ありがとうございます。この観光に関しては、本当に県の、そして本町も記念公園を抱えているということで、500万人が本町にも訪れているわけです。そういう意味でも沖縄県民、そして本部町民がおもてなしの心で観光客を迎えるというのはとても大事になると思っております。そういう観点から、みんなでこの観光産業、今後いろんな面で課題が出てくるかと思いますが、協力しながらまちづくりにつなげていければと思っております。以上で質問を終わらせていただきます。

○ 議長 石川博己 これで10番 座間味栄純議員の一般質問を終わります。

次に5番 小橋川 健議員の発言を許可します。5番 小橋川 健議員。

○ 5番 小橋川 健

#### 1. 港の安全管理について

皆さんおはようございます。一般質問の前に一言、私、町民の負託を受けまして議員となりまして早1年が過ぎようとしております。毎回、議会に上がるたびにいい緊張感の中、日々いろいろと議会人として勉強させていただいております。これからも町民の方々の意見を町政に反映できますよう、議会の方々と、また当局の方々と一緒になって、町民のために頑張っていきたいと思っております。よろしくお願ひします。では、議長のお許しを得ましたので、一般質問に移らせていただきます。

港の安全管理について、きょうはお伺ひします。その1、浜崎漁港について。浜崎漁港内の夜間の管理についてお聞きします。2、県への要請について。本部港本部地区内の廃船の現状についてお伺ひします。2点目、港内の外灯についてお聞きします。3点目、施設内の安全管理についてお聞きします。

○ 議長 石川博己 町長の答弁を求めます。町長。

○ 町長 高良文雄 小橋川 健議員のご質問にお答えいたします。

漁港と港湾港の関係でございますが、1点目の浜崎漁港の関連で、漁港内の夜間の管理についてでございますが、漁港内の夜間管理において、特に重要な照明設備についてでございますが、現在、港内には町管理の外灯が1灯、組合管理が2灯、合計3灯の外灯が整備されております。日常的な管理点検については、健堅行政区と連携し、必要に応じて修理点検を行っております。夜間の係留等に危険が生じないように、本部漁業協同組合及び健堅行政区と連携をとり、安全確保にも努めているところでございます。

続きまして、港の安全管理の中で県への要請等についてでございますが、1点目の廃船の状況についてであります。適正な港湾機能を確保するためにも、放置されている廃船については撤去する必要があると考えております。今後、沖縄県とも連携し、しっかり対処していきたいと考え

ているところでもあります。2点目の港内の外灯についてであります、一部台風や高波で破損しており、以前から県へ要望を行っている状況であります。そのほか必要な外灯の箇所については、県と協議調整して対応してまいりたいと考えております。3点目の安全管理についてでございますが、日ごろ、港内のパトロールを行い、夜間については全ゲート閉鎖しております。また警察へも日常の巡回などの協力を依頼しているところであり、また警察のほうも実施をしているところでもあります。施設内の作業中での安全対策については、注意看板の設置で対応しており、今後とも作業員へは継続して安全対策を行うよう指導してまいります。なお、廃船の数、状況等については課長のほうから説明をさせます。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 5番、小橋川議員にお答えいたします。

各港ごとに調査した表があります。これは平成28年に調査した数であります。本部港の本部地区が8隻、本部港渡久地地区で2隻、本部港エキスポ地区で1隻、本部港垣の内地区で2隻、本部町内の港湾施設に関して合計13隻の廃船が見られております。

○ 議長 石川博己 5番 小橋川 健議員。

○ 5番 小橋川 健 町長の答弁を踏まえて再質問させていただきます。

浜崎漁港についてですが、浜崎漁港内の夜間の管理について私が質問した理由としまして、現在、浜崎漁港では浮き桟橋に設けられている外灯がありまして、夜間など船の出入りに使用しているところでもあります。その浮き桟橋の外灯が強風や大雨などによって接触不良を起こすことが多々あり、そのたびお話にもありまして、修繕など行っておりますが、夜間や早朝など、接岸の際に大いに支障を来している現実があるからであります。その問題に対する提案として、接岸場所に反射プレートなどを張りつけて、接岸の際、反射を利用した目印にしてはどうかと私思うのですが、その辺の設置などは可能なのでしょうか。私の提案に対する当局のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○ 議長 石川博己 産業振興課長。

○ 産業振興課長 伊野波盛二 5番、小橋川議員にご説明いたします。

浜崎漁港の安全管理について、特に夜間の作業には照明が場所によっては暗くて足元など見えにくい場所もあるということで、やはり安全管理が一番重要な部分だと我々も認識しておりますので、今ご提案がありました反射プレートを設置することで作業がやりやすくなるか、あるいは外灯が切れたり、台風とか雷、そういうことでブレーカーが落ちたりとか、そういうときにどうしても一時期、一定の時間照明が使えない場合もございますので、そういうときに反射プレートなどがあれば安全のほうも保てるということのご提案だと思いますので、このあたりは町としてもしっかり利用者の皆さんと相談をしながら、どの場所にどういうふうにつけたほうが一番作業としてやりやすいのかなども考えながら、できるだけ利用者のニーズに対応できるようにこちらとしても検討してまいりたいと考えております。以上です。

○ 議長 石川博己 5番 小橋川 健議員。

○ **5番 小橋川 健** 関連することではございますが、構内の安全面について、もう1点、夜は暗い箇所も多いことから、漁業関係者の方から盗難の被害も最近幾つか出ているということで、さっきの外灯の増設にも付随することかと思われませんが、防犯面に関しても当局に対応、解決策などを求めたいと思いますが、その点に関して答弁をよろしくお願いします。

○ **議長 石川博己** 産業振興課長。

○ **産業振興課長 伊野波盛二** 5番、小橋川議員にご説明いたします。

盗難などの、夜間、やはり暗い場所になるとそういう被害もあるという事案も利用者のほうから何回かこちらを受けております。外灯がないということで、暗い場所でのそういう物品などの管理が非常に難しくなってくると思いますが、一義的には、自分の財産は自分で管理するというのが、本来小さい備品であっても、例えば港の岸壁にそのまま置いてしまうと持っていかれる可能性も大きいんですけども、やはりちゃんと自分でしっかり施錠するとか、船の中で施錠して管理するとかというのは我々も利用者のほうとは話をしているんですが、中には悪質な場合もあって、船の中に保管しているものを施錠を開けてまで盗まれるケースもあるというふうにも聞いております。いずれにしても盗難の防止に管理者の町としても利用者と一緒に外灯の設置ですとか、あるいは警察と一緒に夜間のパトロールとか、そういうことを強化することで盗難の防止につながるような対応をしてまいりたいと考えております。以上です。

○ **議長 石川博己** 5番 小橋川 健議員。

○ **5番 小橋川 健** 真摯なお答えありがとうございます。本当に浜崎漁港は利用者の方も多いということがありますので、地元の方々が安心、安全に利用できるよう、町長、速やかな対応を当局に強く要請して、私のこの項目の質問は終わらせていただきます。

続きまして、県への要請についてですが、まず廃船の問題についてですね、町長の答弁にもございましたが、町長の施政方針にもありましたとおり、本部港本部地区におきましては、平成31年供用開始の400台収容の立体駐車場の整備など、着々と港湾整備が進む中、一方でこういった安全面で改善が求められる箇所として、この廃船などの問題が何点かあると思います。廃船に関しては速やかに対処していただいて、また県とも連携をとってやっていただくというお答えをいただきましたので、また別の点から再質問させていただきたいと思います。港内の外灯についてですが、港内の大型冷蔵庫周りの外灯が少なく、本路航路が夕方、夜間に入港することもあることから関連施設の業務に支障を来しているという声も聞かれる中、管理者の当局の考えと解決策を考えておられるのか、その辺をお聞きします。

○ **議長 石川博己** 建設課長。

○ **建設課長 屋富祖良美** 5番、小橋川議員にお答えいたします。

港湾施設内の外灯の件ですけれども、県のほうにも何回か要請はしております。今現在、港湾を利用している業者のほうで、もし夜間に船が入るときには業者のほうで電気を一時的にやっております。外灯の件については、これからも県のほうに要請していきたいと思っております。

○ **議長 石川博己** 5番 小橋川 健議員。

○ 5番 小橋川 健 あわせての大型冷蔵庫周辺のお話になりますが、定期航路の接岸場所と大型冷蔵庫を結ぶ道路の表面が大変重い積み荷を積みおろしすることから、その部分の道路の劣化が激しいという現状があるんですが、諸事情を踏まえて、定期的なその部分の補修や改善が安全面、効率性、両面から必要と思われませんが、県の管理とはいえ、またそこを利用するのは我が本部町の冷蔵庫施設でありますので、その辺も県へあわせて要請していただきたいと思うのですが、お考えをお聞かせください。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 5番、小橋川議員にお答えいたします。

こういうちょっとした維持管理的なものは町で現在やっています。大がかりになると県のほうへ常時要請はしていきたいと思います。

○ 議長 石川博己 5番 小橋川 健議員。

○ 5番 小橋川 健 最後に、施設内の安全管理についてですが、港内全般に言えることですが、定期航路の積みおろし場所、伊江島航路の荷捌き場も含めた作業をする場所と民間の方々が使用する駐車場などとの境が曖昧で、本来、人が通ると危険な場所と安全に通れる場所が明確に分けられていない現状があると思います。これからクルーズ船など利用する方が確実にふえると思われ中、港内の安全面、港湾作業の効率化を図るためにも外国語表記を含めたロープや白線などを用いた安全面の対応が必要になってくるのではないかと考えられますが、私の意見に対する当局の見解をお伺いします。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 5番、小橋川議員にお答えいたします。

施設内の安全面ですけれども、現在、作業をしている業者のほうで注意看板は現在やっております。これからクルーズ船も多くなるということなので、その辺、英語表記の看板も県と調整しながら設置していきたいと思います。

○ 議長 石川博己 5番 小橋川 健議員。

○ 5番 小橋川 健 クルーズ船の本格的な運用を2年後に控えまして、あわせて北部の物流拠点として、さらなる重要性が増している我が本部港ですが、我が本部町の重要産業の拠点として、しっかり運用の効率性、安全性など、速やかに解決する必要がある事案が、私が何点か申し上げましたとおりに多々あると思われしますので、県の管理委託ではございますが、よりよい港湾運営に向けた対応を県、国としっかり連携をとって当局にやっていただきたいと要請して、私の一般質問を終わります。

○ 議長 石川博己 これで5番 小橋川 健議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩 (午前11時02分)

再開します。

再開 (午前11時14分)

次に14番 崎浜秀進議員の発言を許可します。14番 崎浜秀進議員。

○ 14番 崎浜秀進

### 1. 次期町長選挙への高良町長の出馬について

### 2. 崎本部小学校統合について

### 3. 三館の整備について

通告してあります一般質問3点について質問を行います。順序が変わってきますので、ひとつよろしく願いいたします。1点目に崎本部小学校統合について。これについては教育委員会の考え方と生徒の今後の見込み、2点目、三館の整備については、きのうの一般質問、具志堅議員と須磨子議員に対する答弁で大体重複しますので、これは省かせていただきます。3点目に次期町長選挙への高良町長の出馬について。高良町長の決意はどうかということで質問しておりますのでよろしく願いいたします。

○ **議長 石川博己** 教育長の答弁を求めます。教育長。

○ **教育長 仲宗根清二** 14番、崎浜議員の崎本部小学校統合についてお答えいたします。

教育委員会の考え方についてであります。児童が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小学校では少なくとも複式を会する一定の集団規模が確保されることが望ましいと考えております。また、平成30年度は幼稚園と6年生が在籍ゼロ名で、入学式、卒業式がなく、今後の児童生徒は減少傾向にあります。このような結果を受け、教育委員会としては統合することが子供たちにいい影響を与えると判断し、平成32年4月に崎本部小学校統廃合を進めていきたいと考えております。2点目の児童の今後の見込みについてであります。児童の今後の見込みについては、平成29年度の児童数は21名で、平成30年度は19名となっております。今後も就学前幼児の数も減少傾向にあると考えております。

○ **議長 石川博己** 14番 崎浜秀進議員。

○ **14番 崎浜秀進** 崎本部小学校の統合については、3月6日、保護者、関係者、たくさん公民館に集まっていたいて教育委員会の考え方を聞きましたけれども、やはり母校をなくすということはほとんどの方たちが反対なんですけれども、生徒数を言われてみるとほとんどの方たちがやらなくてはいけないという気持ちになっていますので、平成32年度に向けてはぜひとも統合を進めてもらいたい。町長の施政方針の中にもあるように、平成32年度を目標にということでもありますので、ぜひこういう形で進めてもらいたい。そしてその説明会のときにいろんな方たちから出ました子供たちの心のケア、いきなり本部中学校に崎本部中学校が統合したときには、伊野波、浜元、ほとんど学校が荒れて相当問題になりました。そういう経験、小学生はそこまでいかならないと思うけれども、やはり登校拒否を起こす子供たちが出てくるんじゃないかと保護者の皆さんは心配しておりますので、こういう心のケアですね。それともう1点は、本部小学校と崎本部小学校の子供たちの授業の交流、こういうものの計画があるかどうかお伺いしたいと思います。

○ **議長 石川博己** 教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 上原正史** 14番 崎浜秀進議員に説明いたします。

先ほどの件で、子供たちのケアについてですけれども、我々としては、昨日来からいじめ問題

等いろいろありまして、ソーシャルワーカーとか教育相談員等を配置しておりますので、個々に応じた指導等を今後重点にやっていきたいと思っております。そして新しい学校に行くとなると子供たち大変不安でありますので、教育委員会の考えとしては崎本部小学校に在職している先生を、できたらそのまま子供たちと一緒に本部小学校のほうに転勤なり異動をさせる方法で、子供たちがやっぱり知っている大人がいることに大変安心感があると思っております。このことにつきましては、瀬底中学校が本部中学校に統合したときも同じようなことをやりまして、大変成果が出ておりましたので、我々としても今後、小学校の教師と子供たちが一緒に統合する本部小学校に配置できる方法で取り組んでいきたいと思っております。

○ 議長 石川博己 14番 崎浜秀進議員。

○ 14番 崎浜秀進 今、局長の答弁の中にありましたとおり、やはり保護者が一番心配しているのは、子供たちの心のケア、そして知っていない先生方がいるということも非常に不安視されておりますので、ぜひそういう面は教育委員会で配慮していただきたいと思っております。そしてもう1点、きょう卒業要覧を見ていると生徒数が20名、答弁書では21名、そして平成30年度が19名になっているんですけれども、18名ということになっているわけなんですけれども、やはり年々生徒数が減少してきて、来年は6年生がゼロ、1年生入学がゼロ、ですから卒業式、入学式が崎本部小学校ではないわけです。だからこういう形を見ていると、ほとんどの父兄や地域の人たちはやっぱり平成32年度にやってもらいたいという意見が多いですので、この機を逃さずに、もう一度お伺いします。教育長、平成32年度には統合というものを進めてもらいたいと思っておりますけれども、どういう考えですか。

○ 議長 石川博己 教育長。

○ 教育長 仲宗根清二 14番、崎浜議員にお答えいたします。

崎浜議員のほうから平成32年度に向けて取り組んでいただきたいということがありましたので、私たちも安心して平成32年度に向けて取り組んでいきます。やはり統合に当たっては、先ほど局長も話をしておりましたが、スムーズに子供たちが本部小学校に移行できるように、就学できるように、この2カ年で子供たちの交流、本部小学校との交流、いろんな行事を通してしっかりこれをやって、円滑にそういった統合ができるように教育委員会として、これから一所懸命取り組んでいきたいと思っております。

○ 議長 石川博己 14番 崎浜秀進議員。

○ 14番 崎浜秀進 もう1点、説明会のときに相当数の方から意見が出ましたけれども、廃校跡地、これは何か誘致するにしても部落と話し合いを持って、やはりやってもらいたいという意見が大多数出ましたので、教育委員会としての考え方、これを確認しておきたいと思っております。廃校跡地の利用方法。

○ 議長 石川博己 教育長。

○ 教育長 仲宗根清二 14番、崎浜議員にお答えいたします。

跡地の利用につきましては、もちろんグラウンドにつきましてはこれまで同様、区民の皆さん



の交流の場として、これは使っていただくということになると思います。ただ教室等がございませぬけれども、それにつきましてはこれはどういうふうを使うかということについては、これは教育委員会だけの問題ではなくて、町長を初め、その使い道については十分検討する必要があると思いますので、私からは跡利用については崎本部行政区の意見を十分取り入れながら、できるだけ交流の場として使えるようにできればと考えております。

○ 議長 石川博己 14番 崎浜秀進議員。

○ 14番 崎浜秀進 今教育長が述べられたように、ぜひ跡地利用の場合は行政区と相談をして進めてもらいたいと思っております。それでは、次に進みます。

2点目の三館については先ほど申し上げましたけれども、きのうの具志堅議員、須磨子議員の答弁にほとんど私の項目が入っておりますので、これは理解しておりますのでこのまま外したいと思っております。

それでは3点目に一番大事なこと、次期町長選挙への高良町長の出馬について。高良町長の決意はどうか。これについては、町長の役職をおりた新聞等を見て、ああ、こうなるのかなという感じは持っているわけですが、じかに町長の生の声を聞かないといけませんので、ぜひお聞かせ願いたいと思っております。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 高良文雄 崎浜秀進議員からの次期町長選挙に関するご質問がございました。私は、平成18年9月に町長に就任しました。ことしの9月20日をもって3期12年の任期が満了いたします。この間、多くの町民や議員の皆さん、そして役場職員や関係者の方々の力強いご支援、ご協力をいただきながら、何とか町長としての務めを果たすことができてきたのかなという思いがいたします。このことについては、皆様方に対し、この場をおかりしまして心から厚く御礼と感謝を申し上げます。さて、ご質問の次期町長選挙の件でございますが、私自身が立候補する考え、予定はございません。どうぞご承知いただければ幸いです。崎浜秀進議員のご質問に感謝を申し上げます。

○ 議長 石川博己 14番 崎浜秀進議員。

○ 14番 崎浜秀進 ただいま高良町長の決意を聞いて、心の中でほっとしているところもあるわけです。身体の問題もあるでしょう、これだけでは高良町長の実績が一般に伝わりませんので、私ここ数日かけて、高良町長の実績を調査してまいりました。これを述べてこの質問を終わりたいと思います。特別に褒めるわけではありませんので、よく聞いておいてください。平成18年9月就任以来、町民の福祉向上にご尽力されてこられたことに対し、心より敬意を表すものであります。大変ご苦労さまでございました。それでは町長の主な功績を読み上げていきたいと思っております。行政改革の断行、効率化、合理化、民間にできることへは民間へと、国保赤字の解消、安定的な財政運営、保育園待機児童ゼロの達成、保育園の整備、幼稚園の給食導入、児童生徒の学力向上、学力推進教師の新設、夏休み学習の強化など、学童保育の充実、庁舎の建設は13億円もかけてきれいな庁舎ができ上がりました。インフルエンザ予防接種の自己負担分の大幅支援、

住民負担、1人当たり約2,000円を500円にしてもらったということです。準要保護世帯の給食無料化、老朽小中学校、幼稚園の改築、小中学校全教室のクーラー設置、これは今後も続きます。上本部小中学校一貫校の土台、冷凍冷蔵庫施設の準備、これもやはり十何億円かけて平成24年3月に完成しております。雇用の面、それからいろんな面で助かっているでしょう。町特産品の開発、販売拡大の支援、本部港クルーズ船対応バースの延長整備、カツオのぼり祭り、カルスト山祭り、クメノサクラ祭り、リュウキュウベンケイソウ祭りなど地域主体の祭りにもっていったということも大きな実績だと思っております。北振事業での3館の着工、これは平成32年度完成予定ですが、北振事業での4路線及び5町営住宅の採択、一括交付金の有効活用、ソフト・ハード面、福岡県小郡市との友好のまち締結、海洋博記念公園事務所美ら島財団との連携強化、これは歴代の町長がいろんな形でやってきましたけれども、なかなか前に進まず、向こうのノウハウを本部町に取り入れることができたというのも高良町長の実績だと思います。塩川簡易水道の上水道への統合、部落民大変喜んでおります。瀬底リゾートホテルの再開、ホテルオリオンモトブリゾート&スパの誘致、上本部飛行場跡地の開発、そしてそういうもろもろの問題は沖縄町村会長、北部市町村会長を務められて、いろんな面でこういう補助事業、いろんな形で導入しております。今年度の当初予算を見ますと82億円、これはもうなかなか、今までの行政の中ではできなかったこと、82億円も計上されております。これも高良町長の実績でしょう。それでは各課ごとに読み上げますのでお聞きください。

公営企業課、伊豆味地内上水道施設整備、これは8億5,000万円、本部町公共下水道施設整備事業。教育委員会、本部小学校校舎改築整備事業、これは23億円余りかけております。本部中学校校舎改築整備事業8億8,000万円、水納小中学校避難道路整備事業、本部町陸上競技場全天候型整備事業3億3,000万円余り。産業課、田空整備13億円余りかけております。建設課、町道石川線道路工事整備事業、町道健堅本部落路線整備事業、町道山里儀間線整備事業、町道山里屋比久線整備事業、町道古島線道路整備事業、町道石川豊原道路整備事業、町道山川北里道路整備事業、八重岳観光拠点整備事業、これは4億円余りかけられております。八重岳桜の森公園遊具設置事業、町営伊豆味第二団地新築整備事業。そしてみんなの関心のある産業振興課、これは主立ったものをしていきたいと思っております。基盤整備、これは平成25年から30年。山里地区ため池の工事、野原地区かんがい排水工事、健堅伊豆味地区かんがい排水工事、農業基盤整備促進事業、新里地区。地域水利施設ストックマネジメント事業、これは瀬底ですね、ため池。農地防災事業ため池事業これは伊豆味クカルビ地区。サトウキビ関係、強い農業づくり交付金、これは共同利用機械の導入、トラクター一式、いろんな機械が導入されています。そして同じく農業づくりの事業ですが、小型ハーベスター、上本部地区。そして農業づくり交付金で小型ハーベスター、これは瀬底地区で平成23年度に行っています。畜産関係、畜産担い手育成総合整備事業、これは畜舎、そういう農機具一式。特定地域経営支援対策事業、管理機一式、トラクター。本部ピージャー産地確立推進事業、これはヤギ舎2棟。それから同じく本部ピージャー産地確立事業、これも飼料のカッターとか機械類です。特定地域経営支援対策事業、これは管理機械、ト

ラクター、これも一式です。畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業、畜産クラスター事業、これについては家畜の管理施設整備、牛舎、34棟規模、平成29年です。もとぶブランド牛基盤づくり支援事業、優良繁殖牛の導入補助、これは192頭も優良品種を入れております。本部町の畜産が非常に優秀なのはそこら辺にあると思っております。それから水産事業、本部地区浮き魚礁整備事業、これはパヤオです。平成21年。観光漁業立証調査事業、これもパヤオ、浮き魚礁。これは2基、平成26年。沖縄北部地域水産生産基盤機能強化事業、製氷事業ですね、平成29年、北部振興策。林業関係、亜熱帯バイオマス有効活用事業、これについてはストックヤード250坪、そして機械類が入っています。これは平成24年一括交付金。林業構造改善事業で森林バイオマス、これもチョッパーとかいろいろな機械類が平成24年度に入っております。ハウス関係、園芸防災施設整備事業、整備棟数が25棟、平成24年から29年、一括交付金。これでもって野菜類、本部町が地産地消を目指していますので非常に役立っていると思います。花き関係、本部菊拠点産地強化事業、花ロボット、これが20台。花農家、花の選別をするのに大変困っているところを平成24年から26年にかけて一括交付金で導入しております。新規就農関係、本部町青年就農納付金事業、これは45歳未満、1人年間150万円の寄附金を支給しております。平成24年です。耕地放棄対策関係、耕地放棄地対策事業、耕地放棄地の再生にかかわる費用の補助、これは解消面積17.5ヘクタール、平成21年からされています。そしてもろもろの実績があるわけですがけれども、ここを全部読み上げると、私の持ち時間全部いっぱい使いますので、今抜粋してやっているだけであって、これだけの実績を残している町長も珍しいんじゃないかなという気がします。

これからは、4期目はないという決意を述べましたので、これからまた町長のノウハウ、町民の1人として、今後どうしていくのか最後にお聞きしたいと思っております。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 高良文雄 お答えします。

まだ9月まで任期ございますので、しっかりと最後まで頑張ってまいりたいと思っております。先ほど秀進議員がいろいろとご紹介いただきましたが、過大な評価といいますか、おもはゆいというか、何かちょっとハジカサグクァーしております。これもそれもみんな職員、議員の皆様の協力があったればこそその話でありまして、そういった意味では大変私は恵まれていたなと感じているところであります。それ以上、申し上げますと、何か私もナダグルグルーしてきますので、また別の機会がありましたら、いろいろと皆さんと意見交換をしながら、今後とも私ができること等も含めて、町民として役立つことがあれば一所懸命、また一緒になって、本部町の発展のために少しでも役立てればと、役立つことができればと思っておりますので、今後ともよろしくお願いをいたします。とりあえず、今回までは大変ニヘーデービタン。ありがとうございました。

○ 議長 石川博己 14番 崎浜秀進議員。

○ 14番 崎浜秀進 9月までの任期ですので、6月あたりに聞こうと思ったんだけど、もう議員の最高年長者は私しかおりませんので、私が聞かなくちゃ後の人たちは恐らく9月まで聞くことができなかつたでしょう。町長の決意を聞いて、これからどうするかということを考えて

いきたいと思っております。大変長い間ご苦労さまです。9月まで、身体をケアしてしっかり頑張ってください。終わります。

○ **議長 石川博己** これで14番 崎浜秀進議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問は終了しました。

休憩します。

休 憩（午前11時43分）

再開します。

再 開（午前11時53分）

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長から、お手元に配りましたとおり追加日程の件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1号としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって追加日程の件を日程に追加し、追加日程第1号とすることに決定しました。

休憩します。

休 憩（午前11時54分）

再開します。

再 開（午後1時30分）

追加日程第1．議案第4号 本部町母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。福祉課長。

○ **福祉課長 松本一也** さきに提案してあります議案第4号の説明をいたします。

議案第4号の次のページをめくっていただけますでしょうか。今回の条例改正は、現在行っております母子及び父子家庭等医療費助成を、国保連合会を介して自動償還するものとなっております。改め文を読み上げます。

本部町母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。本部町母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。第8条第1項の次に次の1項を加える。2項、前項の規定にかかわらず、受給者が保健医療機関において受給資格者証及び被保険者証等を提示して医療を受けた場合は、町長が沖縄県国民健康保険連合会から当該医療に係る助成金の額の算定に必要な事項の通知を受理したことをもって、同項の申請があったものとみなす。附則、この条例は、平成30年4月1日から施行する。以上です。

○ **議長 石川博己** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから議案第4号 本部町母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第4号 本部町母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

追加日程第2. 議案第5号 本部町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。保険予防課長。

○ **保険予防課長 崎原 誠** さきに提案しております議案第5号について説明いたします。

議案第5号につきましては、参考資料を添付しておりますので参考資料により説明いたします。一番最後のページをお開きください。今回の改正につきましては、住所地特例に関する事項となっております。国民健康保険法第116条の2の規定により、住所地特例の適用を受けて従前の住所地の市町村の被保険者とされていた者が75歳到達により後期高齢者医療に加入した場合には、特例を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者とする。となっております。下の表をごらんください。

改正前のほう、これまでににつきましては国保の被保険者で住所地特例を受けている方が、例えば東京都の施設に入所している場合に、そちらのほうで75歳に到達した場合には、到達後は東京都の広域連合の被保険者となっております。今回の改正に伴って国保の住所地特例を受けている方が他県等において75歳に到達した場合も引き続き沖縄県広域連合の被保険者となる旨の改正となっております。以上です。

○ **議長 石川博己** これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから議案第5号 本部町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第5号 本部町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

追加日程第3. 議案第6号 本部町製氷荷捌き施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。産業振興課長。

○ **産業振興課長 伊野波盛二** 議案第6号の説明をいたします。

1ページ目めぐりまして、次のページ、本部町製氷荷捌き施設の設置及び管理に関する条例。要点のほうをかいつまんで説明いたします。趣旨については、提案理由のほうで述べたとおりでございます。目的につきましては、施設は、漁獲物の鮮度向上及び荷捌き作業の効率化を図り、北部地域における水産業の振興に資するため設置する。3条では、施設の名称及び位置を定めます。

3条、施設の名称及び位置は下記のとおりとする。名称、本部町製氷荷捌き施設、位置、本部町字渡久地792番地51、5条では、施設の管理について定めたいと思います。第5条、町長は、施設の設置の目的を効果的に達成するため、法第244条の2第3項の規定により、指定管理者に施設の管理を行わせることができる。ただし、施設の管理に当たっては、次の各号に掲げることを遵守させる。以下、省略します。次のページをお願いします。第7条で利用料金について定めをします。第7条、利用者が納付する利用料については、施設の有効な活用及び適正な管理運営の観点から指定管理者の収入としてこれを收受させるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について、本部町の承認を受けるものとする。第9条では、施設等の使用料を定めます。施設管理者は施設の施設使用料として、毎年規則で定める額を本部町へ納めるとする。と、以上、かいつまんで説明しましたが、詳細についてはお目通しをお願いします。以上で説明を終わります。

○ 議長 石川博己 これから質疑を行います。12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 済みません、1点だけお伺いしたいと思います。

第8条の利用料金の減免について少し確認したいんですが、その利用料金の一部又は全額を減免することができるのは、指定管理者であると今うたっているんですが、これは指定管理者をこれから決めるんですが、指定管理者が減免を決めることに問題はないですか。

○ 議長 石川博己 産業振興課長。

○ 産業振興課長 伊野波盛二 12番、喜納議員にご説明いたします。

第8条の利用料金の減免についての考え方ですが、まず7条で利用料金を設定する段階で本部町の承認を受けるものとするということ、上限をまず定めたいと思います。その範囲の中においては料金を下げることにについては指定管理者の裁量でどの程度下げるとか、場合によっては幾らか下げるとかということに対しては、指定管理者の裁量に委ねたいという考えに基づいて、今9条では減免のところは指定管理者を定めると…、ごめんなさい、8条ですね、というふうに定めたいと考えております。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 今の説明では、じゃあその決められた範囲内での利用料の上限の設定はできるということでありまして、この文言では利用料金の一部又は全部を減免することができるというところですが、これで問題はないですか、全部を減免するということが問題ないこととはというのと、もう1点、現在、体育館は指定管理を行っていますよね。そこでの減免はどこが決定していますか。

○ 議長 石川博己 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 上原正史 12番、喜納議員に説明いたします。

体育館の減免は教育長のほうで行っております。

○ 議長 石川博己 休憩します。

休 憩（午後1時44分）

再開します。

再 開（午後1時48分）

産業振興課長。

○ 産業振興課長 伊野波盛二 12番、喜納議員にご説明いたします。

今提案しています設置条例の中の第8条で、利用料金の減免というところで、指定管理者は特に必要があると認めるときは、利用料金の一部又は全部を減免することができる。この文言の趣旨としましては、場合によって運営上、料金を下げたりとかする必要はあるというときが多々あると、額の大きい小さいもあると思いますけれども、頻繁にあるということが想定されますので、そのときに1回ごとに町と協議をしたり、町から承認をとったりというのは、非常に事務的にも煩雑になるということも考えて、今そこは指定管理者の裁量で減免ができるような規定を設けたいというふうな考えで今書いていますが、大もとの条例の本部町の施設に係る指定管理者の指定の手續に関する条例の中で、指定管理者の指定を受けた団体は第8条の中で町長と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。その協定の中で利用料金に関する事項というのが項目としてありますので、その中で減免できるときにはどのような場合とかというような減免基準、規定などを設けて定めたいというふうに考えています。以上です。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 この使用が円滑に行くような形で1回1回、町にこうやって承認をとるのを円滑に進めるためにという説明がございましたが、この条例の8条の文言でそこまでの説明はちょっとおかしいんじゃないかなと思うのと、もしそうであれば、それは例えばいわゆる細則ですか、そういったもので何か決めるなりしてもいいのかなと。この8条の条例、これを読んだだけで、例えば一部の、そういうことが現実にはあるかどうかわかりませんよ。しかし、この条例を見て一部の方だけが利益をこうむるような可能性を残すような条例というのは少し適さないんじゃないかと思ったりもします。なので、これはこれで行くのであれば、議会の中でこういった質問もあったということをしかりと考えていただいて、何かのところを取り締まりを。今、何か減免の基準や理由などを設けるとおっしゃってございましたよね。そういったものをしかりとすべきだと思います。それを最後に課長、もしくは町長、どちらか答弁か説明をお願いします。

○ 議長 石川博己 産業振興課長。

○ 産業振興課長 伊野波盛二 12番、喜納議員にご説明いたします。

条例の中で指定管理者は特に必要があると認めるとき、利用料金の一部又は全部を減免することができるというふうにうたいますが、またお互いの協定の中で減免できる基準でありますとかということ細かく定めたいと考えますのでよろしくをお願いします。以上です。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第6号 本部町製氷荷捌き施設の設置及び管理に関する条例の制定ついてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第6号 本部町製氷荷捌き施設の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

追加日程第4. 議案第7号 本部町製氷荷捌き施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから議案第7号 本部町製氷荷捌き施設の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第7号 本部町製氷荷捌き施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

追加日程第5. 議案第8号 本部町製氷荷捌き施設維持管理基金条例の制定についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。産業振興課長。

○ 産業振興課長 伊野波盛二 議案第8号について説明いたします。

次のページをお願いいたします。本部町製氷荷捌き施設維持管理条例。この条例は、第1条、設置の目的、本部町製氷荷捌き施設の維持管理資金に充てるため、本部町製氷荷捌き施設維持管理基金を設置する。第2条、積立て、基金として積み立てる金額は、毎会計年度の一般会計予算で定める額とする。第3条、管理、基金に関する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。第4条、運用益金の処理、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。第5条、繰替運用、町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。第6条、委任、この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は町長が別に定める。附則、この条例は、平成30年4月1日から施行する。以上でございます。

○ 議長 石川博己 これから質疑を行います。質疑ございませんか。



(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから議案第8号 本部町製氷荷捌き施設維持管理基金条例の制定についてを採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第8号 本部町製氷荷捌き施設維持管理基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

追加日程第6. 議案第9号 本部町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 上原正史** さきに提案してあります議案第9号について説明いたします。

お手元のほうに議案第9号の参考資料を配っておりますけれども、本部町いじめ防止基本方針にのっとり、今回3つの組織を設置するものの条例制定であります。参考資料の一番最後のフロー図をごらんください。そこでいじめ基本方針の中で、国、地方公共団体及び学校においては基本方針を定めるということがありまして、地方公共団体においては努力義務であります。本町においてはその基本方針を策定して、その結果、3つの組織を設置することとなっております。フロー図のほうにあります、学校においては学校いじめ防止対策委員会を設置しております。学校によって、重大事態が発生した場合は学校で対応しますが、それで教育委員会のほうに報告がいきます。教育委員会のほうではそれを重大事態と判断した場合は、組織であります本部町いじめ問題専門委員会を立ち上げいたします。その調査をしまして結果を町長に報告しますが、町長のほうでそれを十分でないとは判断した場合は、また町長部局のほうで再調査を指示いたします。再調査をする委員会が本部町いじめ問題調査委員会となっております。よって、本部町いじめ防止基本方針にのりつた形の、今回の3組織の提案でございます。議案のほうに戻ります。

議案の1ページであります。目次のほうに第1章総則とあります。総則、第1条、この条例は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、本部町が設置するいじめ問題対策連絡協議会その他の組織に関し必要な事項を定めるとありまして、第2章が先ほど説明いたしました本部町いじめ問題対策連絡協議会であります。第3章が教育委員会で設置する本部町いじめ問題専門委員会の組織概要、第4章が町長部局で設置いたします本部町いじめ問題調査委員会となっております。第5章のほうは委任となっております。簡単であります、説明を終わります。

○ **議長 石川博己** これから質疑を行います。質疑ございませんか。12番 喜納政樹議員。

○ **12番 喜納政樹** それでは1点お伺いします。

第3章、本部町いじめ問題専門委員会で、専門委員会は5名でもって組織すると。委員はいじめ問題に関する学識経験を有する者のうちから、その都度教育委員会が委嘱するということであ

ります。そして第4章のほうでは、本部町いじめ問題調査委員会を、これは町長が委託すると。これも学識経験を有する者から、委員を5名とありますが、委員の構成、教育委員会、あと町長部局。今は学識経験者であります、こういったメンバーで構成するおつもりなのかをお聞きします。

○ 議長 石川博己 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 上原正史 12番、喜納議員に説明いたします。

構成については5名以内となっておりますが、我々としましては、精神科医、弁護士、学識経験者というのは元校長先生とかスクールソーシャルワーカーという方々を今のところ予定しております。専門委員会のほうも同じく、人選は変わってくると思いますが、そういう方々を今のところ予定しております。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 専門家を配置するというところでございましたが、いじめ問題専門委員会のほうではそれで構わないと思いますが、町長が委託する最後の調査委員会、その構成の中でそういった専門家も必要ですが、その専門家の方が町外、町内、どこでこういった今の時点でそういう考えがあるのか。町内の有識者なのか、それとも町外の有識者なのかをお聞きします。

○ 議長 石川博己 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 12番、喜納議員にご説明いたします。

調査委員会は町長部局のほうで担当しまして、現在のところ総務課のほうで担当することになっております。お手元に教育委員会から配られている基本方針の中で、まず大前提がありまして、調査委員会は、調査に係るいじめ事案の関係者と直接の人間関係がない者、要は第三者というもの、これが大前提になっております。調査委員会は事案が起きて、最後の最後に立ち上がるものでして、常時立ち上げるものではございません。よって、現在のところの考えですけれども、そのいじめの案件によって調査委員会の委員はかわるものだと思います。例えば弁護士、医師等はそのままでの案件でも通用すると思ひまして充てることになると思いますが、例えばインターネット、サイバー犯罪とかになりますと、その専門家になりますでしょうし、暴力となりますと、またその専門家になる。精神のものになるとその専門家になると思ひますので、その事案によって5名の委員はその都度検討してまいります。町内、町外問わずということになります。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 町内、町外問わずとおっしゃいましたが、町内になるとどうしてもかわり、もしくは最後の調査委員会に係る部分に関しては、少し私、違和感があるんですが、本当に第三者的に、俯瞰して見える町外からの専門家というのが私は適切ではないかと思うんですが、そこら辺を最後にどうお考えですか。町長もしくは総務課長、お答えください。

○ 議長 石川博己 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 12番、喜納議員にご説明いたします。

第三者ですので、ここは一番気をつけないといけないところであると思っております。町内か

らどうしても選出せざるを得ないという場合は、その第三者というところに一番注意をいたしまして、町内から選出する場合でも、その点に一番気をつけまして、選出を行うものだと考えております。

○ **議長 石川博己** ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから議案第9号 本部町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第9号 本部町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

追加日程第7. 報告第1号、議案第10号 平成30年度本部町一般会計予算についてから議案第14号 平成30年度本部町水道事業会計予算についての5件につきましては、予算審査特別委員会に付託してありました。その報告書が提出されております。

予算審査特別委員会委員長に報告を求めます。12番 喜納政樹議員。

○ **12番 喜納政樹** 報告第1号、平成30年3月16日、本部町議会議長 石川博己殿。予算審査特別委員会委員長 喜納政樹。委員会審査報告書。議案第10号 平成30年度本部町一般会計予算について、議案第11号 平成30年度本部町国民健康保険特別会計予算について、議案第12号 平成30年度本部町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第13号 平成30年度本部町公共下水道特別会計予算について、議案第14号 平成30年度本部町水道事業会計予算について。本委員会は、平成30年3月9日付で付託された上記案件については審査を終了したので、本部町議会会議規則第77条の規定により別紙のとおり報告します。

予算審査特別委員会報告。1、付託事件。議案第10号 平成30年度本部町一般会計予算について。議案第11号 平成30年度本部町国民健康保険特別会計予算について。議案第12号 平成30年度本部町後期高齢者医療特別会計予算について。議案第13号 平成30年度本部町公共下水道特別会計予算について。議案第14号 平成30年度本部町水道事業会計予算について。2、審議結果。議案第10号、原案のとおり決定とする。議案第11号、原案のとおり決定とする。議案第12号、原案のとおり決定とする。議案第13号、原案のとおり決定とする。議案第14号、原案のとおり決定とする。以上です。

○ **議長 石川博己** 委員長報告は終わりました。

議長を除く全員による予算審査特別委員会でした。よって質疑、討論を終結します。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって質疑、討論を終結いたします。

追加日程第8．議案第10号 平成30年度本部町一般会計予算についてを議題とします。

これから議案第10号 平成30年度本部町一般会計予算についてを採決します。

この予算に対する委員長報告は、原案のとおり決定するものでございます。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第10号 平成30年度本部町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

追加日程第9．議案第11号 平成30年度本部町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これから議案第11号 平成30年度本部町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この予算に対する委員長報告は、原案のとおり決定するものでございます。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第11号 平成30年度本部町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

追加日程第10．議案第12号 平成30年度本部町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これから議案第12号 平成30年度本部町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この予算に対する委員長報告は、原案のとおり決定するものでございます。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第12号 平成30年度本部町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

追加日程第11．議案第13号 平成30年度本部町公共下水道特別会計予算についてを議題とします。

これから議案第13号 平成30年度本部町公共下水道特別会計予算についてを採決します。

この予算に対する委員長報告は、原案のとおり決定するものでございます。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第13号 平成30年度本部町公共下水道特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

追加日程第12．議案第14号 平成30年度本部町水道事業会計予算についてを議題とします。

これから議案第14号 平成30年度本部町水道事業会計予算についてを採決します。

この予算に対する委員長報告は、原案のとおり決定するものでございます。委員長の報告のと

おり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第14号 平成30年度本部町水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

追加日程第13. 議案第15号 固定資産評価審査委員の選任同意についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから議案第15号 固定資産評価審査委員の選任同意についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第15号 固定資産評価審査委員の選任同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

追加日程第14. 議案第16号 固定資産評価審査委員の選任同意についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから議案第16号 固定資産評価審査委員の選任同意についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第16号 固定資産評価審査委員の選任同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

追加日程第15. 議案第17号 固定資産評価審査委員の選任同意についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから議案第17号 固定資産評価審査委員の選任同意についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第17号 固定資産評価審査委員の選任同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

追加日程第16. 報告第2号 総務文教常任委員会調査中間報告についてを議題とします。

平成29年6月22日、会議規則第75条の規定により、申し出のあった閉会中の継続調査について、総務文教常任委員会委員長よりその中間報告書が提出されております。

総務文教常任委員会委員長に報告を求めます。12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 報告第2号、平成30年3月16日。本部町議会議長 石川博己殿。総務文教常任委員会委員長 喜納政樹。総務文教常任委員会調査中間報告。平成29年第4回本部町議会定例会において、閉会中の継続調査の申し出をしておりました所管事務調査について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり報告いたします。記、1、調査事項。小中学校統廃合・学校施設の維持管理等について、児童生徒の防犯対策について、町内におけるいじめ問題対策について。

開きまして、2、総務文教常任委員会開催期日。平成29年7月3日より平成30年2月19日まで10回の委員会を開き、教育委員会からのヒアリング、そして本部小学校、中学校、各施設の現場調査を行いました。

開きまして、3、調査結果。小中学校統廃合・学校施設の維持管理等について。①本町の学校施設は小学校5校、中学校2校、小中学校2校で、現在、瀬底小学校が改築中であり平成30年度内の新校舎が完成予定である。平成30年度からは上本部小学校、上本部中学校の小中一貫教育校として現上本部小学校敷地内に新校舎の建設工事が始まる予定である。②本部小学校での現場視察では、校舎施設自体への問題、危険箇所は見受けられなかったが、生徒が使用する机・イス等の備品類、そして教職員が使用する備品類（パソコン、プリンター等）の不足や老朽化が見られた。③本部中学校では、教室棟の一部分では西日の影響で授業に支障をきたす場合もあるとの説明を受けた。④雨天時、教室棟では雨の影響で廊下が水浸しになるケースが多々見られ、また水はけが悪い等、長時間雨水が溜まるとのことであった。⑤西側駐車場出入口で、左折部分が視界不良のため、事故の起こる可能性がある。

児童生徒の防犯対策について。①本町各学校施設への防犯カメラの設置と表示は済んでいる状況であると説明を受ける。②防犯活動として、各学校区域事に登下校時のPTA・地域の方々の交通指導などの活動が行われている。③毎月、第3金曜日には青少年を守るパトロールの実施を行い、海洋祭りでは約60名動員でパトロールを実施している。

町内におけるいじめ問題対策について。①教育委員会からの聞き取り調査で、いじめの認知件数を把握。その多くは解消か解消に向けて取り組み中とのことであり、今のところ重大事案になるような報告は学校現場からは報告はないとのことであった。②いじめの認知件数の報告で、小学校の件数が多かったのだが、小学校の場合、ちょっとした言葉のからかい・文句・いざこざの中で、本人がいじめと認識すると、いじめになるので、小学校からの、いじめ認知件数の報告が多い状況であるとの説明を受ける。③教育委員会からの聞き取り調査では、現状では、いじめに関する不登校は見られないとの報告であったが、上記で報告したとおり、平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査では、いじめ認知件数が小中学校から複数件報告が出ており、本委員会では不登校の原因の一つにいじめにかかわるものもあるのではないかと考える。また、学力の二極化で勉強がおくれている生徒の対応ができていない状況も見受け

られ、要因の一つではないかと考える。

それでは最後に、4、総務文教常任委員会からの意見。小中学校統廃合・学校施設の維持管理等について。学校施設の備品類の老朽化、または不足に関し、教育委員会へは優先順位をつけ順次、各学校の備品の補充、取りかえ等に関する予算設置を積極的に講じるよう求めるものである。町内におけるいじめ問題対策について。今のところ重大な案件につながるような、いじめは見られないとの報告であったが、学校現場の先生方には、今後も児童生徒が充実した環境で学業にはげめるよう不断の努力を求めるとともに、教育委員会へは、各生徒間の到達度の格差が出やすい小学校低学年、中学校1学年に対して、学力推進教師、特別支援員の加配を求める。また、次年度より本部小学校においては、道徳教育の指定校として指定されているということなので、道徳教育や人権教育について触れ、いじめに関し考えるいい機会であり、教育委員会に対しては最大限の配慮を求めるものである。以上でございます。

○ 議長 石川博己 委員長報告は終わりました。

これで報告第2号 総務文教常任委員会調査中間報告について、総務文教常任委員会委員長報告を終わります。

追加日程第17. 報告第3号 産業建設常任委員会調査中間報告についてを議題とします。

平成29年6月22日、会議規則第75条の規定により、申し出のあった閉会中の継続調査について、産業建設常任委員会委員長よりその中間報告書が提出されております。

産業建設常任委員会委員長に報告を求めます。10番 座間味栄純議員。

○ 10番 座間味栄純 報告第3号、平成30年3月16日。本部町議会議長 石川博己殿。産業建設常任委員会委員長 座間味栄純。産業建設常任委員会調査中間報告。平成29年第4回本部町議会定例会において、閉会中の継続調査の申し出をしておりました所管事務調査について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり報告いたします。記、1、調査事項。クルーズ船拠点港に関する調査。

2、産業建設常任委員会開催期日。平成29年7月10日、本部町議会委員会室。平成29年7月31日、那覇港クルーズターミナル視察。平成29年10月4日、本部町議会委員会室。平成29年11月2日、内閣府会議室。平成29年11月14日、本部町役場会議室。平成30年2月7日、本部町議会委員会室。平成30年2月26日、本部町議会議員控え室。

3、調査結果。平成29年国土交通省より、全国に6港、官民連携による国際クルーズ拠点形成する港湾として選定される中、本部港への寄港隻数は例年一、二隻程度だったが、平成29年は既に5隻が寄港しており、現在4万トン級までのクルーズ船は岸壁に接岸可能だが、これを超えるクルーズ船は沖泊し、乗船客は小型のテンドーボートで上陸している現状がある。国際クルーズ拠点港に指定されている本部港は、民間事業者ゲンティン香港によるターミナルが整備され、2020年・平成32年の運用開始目標で運営主体はゲンティン香港と地元企業、または団体とのJVを想定している。現在の受け入れ態勢については、本部港クルーズ促進連絡協議会が中心となっており、クルーズ船旅客者に対するおもてなしの心で取り組んでいるが、クルーズ船社は大手旅

行代理店と提携し、北部地域の観光資源を生かしたツアーやショッピングを中心としたツアーを展開している。

4、産業建設常任委員会からの意見。今後の課題として本部港クルーズ促進連絡協議会を中心に、新たな観光ルートの形成、ツアープランに参加していないフリー客や乗船クルーの方々への観光メニューづくり、タクシー等の二次交通や町内商業施設等の周知、言語対応、ターミナル内の物販販売店舗の導入等、さまざまな課題への迅速な取組みが求められる。以上です。

○ **議長 石川博己** 委員長報告は終わりました。

これで報告第3号 産業建設常任委員会調査中間報告について、産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

追加日程第18. 陳情第1号 高速船就航における本部町の寄港地についてを議題とします。

お諮りします。本案は、産業建設常任委員会に付託して閉会中の継続調査とし、調査期間を次期定例会までとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって陳情第1号 高速船就航における本部町の寄港地については、産業建設常任委員会に付託して閉会中の継続調査とし、調査期間を次期定例会までとすることにより決定しました。

追加日程第19. 意見書第1号 北朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決を求める意見書を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。2番 崎浜秀昭議員。

○ **2番 崎浜秀昭** 意見書第1号、平成30年3月16日。本部町議会議長 石川博己殿。提出者、本部町議会議員 崎浜秀昭。賛成者、本部町議会議員 松川秀清。賛成者、本部町議会議員 真部卓也。北朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決を求める意見書。上記の意見書を、別紙のとおり本部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

北朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決を求める意見書。平成14年に行われた日朝首脳会談で、北朝鮮は日本人拉致を認め、我が国の拉致被害者5人とその家族の帰国が実現した。しかし、その後16年の歳月が経過したが、5人の帰国以外には全く問題解決が図られていない状況にある。

政府は現在この5人を含めた17人を北朝鮮による拉致被害者として認定しているが、認定された被害者以外にも北朝鮮による拉致の可能性を排除できない特定失踪者が多く存在している。沖縄県においても北朝鮮による拉致の可能性を排除できない特定失踪者が26人おり、その氏名が沖縄県警察本部によって公表されている。

拉致問題は許しがたい重大な主権侵害であり人権侵害である。全ての拉致被害者の帰国を待ち望んでいるご家族の高齢化が進む中、一刻も早い問題の解決が求められている。

一方、政府においては、2015年5月にスウェーデンのストックホルムで開催された日朝政府間協議において、北朝鮮は拉致被害者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査の実施を約束、さらに7月の同協議会（北京）で特別調査委員会を設置したことで、問題解決に向けた



第一歩と期待できるものであった。

しかしながら、北朝鮮は再調査の最初の報告を平成26年の秋ごろとしていたが、初期段階だと先送りした後、具体的な進展のめどが立っていない状況にある。

よって北朝鮮による拉致問題の進展と早急な解決を図るために、下記の事項を強く要望する。

記、1、北朝鮮に拉致された多くの被害者を一刻も早く救出すること。2、北朝鮮による拉致の可能性が排除できない失蹤者の真相を解明すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成30年3月16日、沖縄県国頭郡本部町議会。宛先、内閣総理大臣、内閣官房長官、拉致問題担当大臣、外務大臣、衆議院議長、参議院議長、国家公安委員長、警察庁長官。以上です。

○ 議長 石川博己 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから意見書第1号 北朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決を求める意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって意見書第1号 北朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

追加日程第20. 決議第1号 本部町花いっぱい運動に関する宣言決議を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。5番 小橋川 健議員。

○ 5番 小橋川 健 決議第1号、平成30年3月16日。本部町議会議長 石川博己殿。提出者、本部町議会議員 小橋川 健。賛成者、本部町議会議員 真部卓也。賛成者、本部町議会議員 伊良波 勤。本部町花いっぱい運動に関する宣言決議。上記の決議を、別紙のとおり本部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

本部町花いっぱい運動に関する宣言決議。沖縄観光が好調に推移するなか、県内屈指の観光地、美ら海水族館を抱え、クルーズ船の本格的な運航を二年後に控えた我が本部町は、これまで以上に国内外から注目を浴びております。

ムトゥブンチュ気質である「武本部」と称される「質実剛健」で「進取の気性」に富んだ「文武両道」の精神のもと、海と山に囲まれ、のどかな風景の多く残る本町で、今まで以上に多くの方々を迎えるにあたって、来訪される人に、また来たいと思う、きれいな優しい町づくりを進めるにあたり、町の隅々まで、四季折々の花に囲まれた美ら町づくりを推進していくことを決意し、私達はここに本部町花いっぱい運動を宣言し決議します。平成30年3月16日、沖縄県国頭郡本部町議会。以上です。

○ 議長 石川博己 これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから決議第1号 本部町花いっぱい運動に関する宣言決議を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって決議第1号 本部町花いっぱい運動に関する宣言決議は、原案のとおり可決されました。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、第1回本部町議会定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

お諮りします。本定例会に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本定例会は閉会することに決定しました。

これで会議を閉じます。

平成30年第1回本部町議会定例会を閉会します。

閉 会 (午後2時41分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

本部町議会議長 石 川 博 己

本部町議会議員 真 部 卓 也

本部町議会議員 崎 浜 秀 昭